

公益社団法人 日本ペストコントロール協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本ペストコントロール協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、ねずみ衛生害虫及び微生物を含む人体衛生上又は公衆衛生上の害を与える有害生物（以下「有害生物等」という。）の予防及び駆除（以下「防除」という。）や、感染症防疫に関する高度な専門的知識の修得と、技術の向上を図り、我が国における有害生物等の防除及び感染症防疫事業の健全な発展を図り、もって、わが国の環境衛生並びに公衆衛生の保全と感染症防疫活動を推進し、快適な生活環境の保持増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 有害生物等の防除及び防疫による環境衛生及び公衆衛生の向上並びに充実にに関する活動
- (2) 有害生物等の防除及び防疫に関する調査研究
- (3) 有害生物等の防除及び防疫に関して必要な知識の普及啓発
- (4) 有害生物等の防除及び防疫に関する技術研究とその研修
- (5) 有害生物等の防除及び防疫事業に関する情報の収集と指導
- (6) 有害生物等の防除及び防疫事業に関する資格認証制度の実施
- (7) 前各号の事業についての国内・国際交流の促進
- (8) 前各号の事業に付帯する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(規律)

第5条 この法人は、理事会が別に定める倫理規定の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 連携会員 有害生物等の防除事業者が、都道府県を単位として組織する団体であり、この法人の組織および活動に連携する法人(以下「地区協会」という。)(別表)。
- (2) 所属会員 有害生物等の防除事業を営む法人又は個人であつて、前号の連携会員たる地区協会に所属する会員。
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。
- (4) 特別会員 この法人に功労のあつた者又はこの法人の目的に賛同する学識経験者等であつて、理事会決議により推薦された者。

2 前項1号及び2号に定めるこの法人と地区協会の間存する連携関係とは、両者が独立した組織でありながらも、この法人の社員が、地区協会の会員の中から選出された者(代議員)によつて構成され、また、両者の会員が共通していることから、この法人の事業活動及び組織運営が地区協会と密接不可分な連携の上で行われていることをいう。

3 この法人の社員は、概ね所属会員10社の中から1人の割合をもつて選出される代議員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする(端数の取扱いについては理事会で定める。)

4 代議員を選出するため、所属会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

5 代議員は、所属会員の中から選ばれることを要する。所属会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

6 第4項の代議員選挙において、所属会員は他の所属会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

7 第4項の代議員選挙は、2年に1度、2月に実施することとし、代議員の任期は、選挙の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。

8 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時

でとする。

9 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

10 第8項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

11 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

12 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての所属会員の同意がなければ、免除することができない。

（会員の資格の取得）

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

2 前項の規程にかかわらず、特別会員に推薦された者は入会の承認を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

（経費の負担）

第8条 この法人の事業活動に経済的に生じる費用に充てるため、所属会員及び賛助会員は、会員になった時および毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 所属会員は第6条第2項に定める連携関係に基づいて所定の会費を、所属する地区協会を経て納付しなければならない。

3 賛助会員は、所定の会費を直接この法人に納付しなければならない。

4 前2項の会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(任意退会)

第9条 所属会員は、所定の退会届出書を、所属する地区協会を経て提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、第6条第2項と同等の理由により、この法人を退会するときは、同時に当該地区協会を退会するものとする。

2 賛助会員および特別会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、社員の除名については、第19条2項による総会での決議による。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 除名にあたっては、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 所属会員が、所属する地区協会の会員資格を喪失したとき。
- (2) 第8条の支払義務を6か月以上履行しなかったとき。
- (3) 総社員が同意したとき。
- (4) 当該会員が解散し、又は死亡したとき。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準
- (2) 社員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任並びに理事の任期の短縮
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (6) 定款の変更

- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併契約の承認
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月又は6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

5 総会に出席しない社員が書面、又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとした時は、前項の書面にその旨を含めて2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において、出席社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は委任状を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。

2 前項の場合においては、第19条の規定については総会に出席したものとみなす。

(決議)

第19条 総会の決議は、総社員の過半数が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前項の規定にかかわらず、第18条に定める議決権行使書面による議決権の行使の結果、役員を選任する議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合であって、議長が役員を選任する議案を候補者一括で決議することを出席している社員に諮り、それに異議がないときは、当該役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

(総会決議の省略)

第20条 理事又は社員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により定時総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時総会が終了したものとみなす。

(総会への報告の省略)

第21条 理事が社員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議において議事録署名人として選任された者2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第23条 この法人につきの役員を置く

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、3名以内を副会長、1名を専務理事、1名以内を常務理事とする。

4 本条第2項の会長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、前項の副会長及び専務理事、常務理事並びに理事会が業務を執行する者として選任した理事をもって同法第91条第1項第2

号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって選定する。
- 3 副会長及び専務理事、常務理事並びに業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。
- 4 監事は、この法人の理事又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係である者として法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。
- 8 次の者は、この法人の役員となることができない。

(1) 法人

(2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者。

(3) 法人法若しくは会社法の規定に違反し、又は次の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- ・民事再生法第255条,256条,第258条から第260条まで若しくは第262条の罪
- ・外国倒産手続の承認援助に関する法律第65条,第66条,第68条若しくは第69条
- ・会社更生法第266条,第267条,第269条から第271条まで若しくは第273条の罪
- ・破産法第265条,第266条,第268条から272条まで若しくは第274条の罪

(4) 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

(理事の職務・権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

5 役員については、再任を妨げない。

(役員解任)

第28条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員忠実義務)

第29条 役員は、法令、この法人の定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、この法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員報酬)

第30条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員など総会において別に定める規程で指定する者には、報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会において別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(責任の減免又は限定)

第31条 この法人は、役員が法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長、顧問及び参与)

第32条 この法人に、名誉会長、顧問および参与を若干名置くことができる。

2 名誉会長、顧問および参与は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長、顧問および参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(名誉会長、顧問及び参与の職務)

第33条 名誉会長、顧問および参与は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事、常務理事、名誉会長、顧問及び参与の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (6) 第31条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号による場合は理事が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

5 理事会の開催にあたり、電話会議等、各理事の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできることにより、相互に十分な議論を行う事ができる方法を用いることができる。この場合においては、電話会議等により参加した理事は、第39条及び第40条の規定については理事会に出席したものとみなす。

6 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及

び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第44条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第45条 この法人の財産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第46条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会において定める。

(経費の支弁方法)

第47条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の規定により、報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第50条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を必要とする。その決議は、第19条第1項の規定にかかわらず、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(公益目的取得財産残額の算定)

第51条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第49条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第54条 事務局には、法令に定める帳簿及び関係書類を備え置かなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第56条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第57条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、電子公告及び主たる事務所の公衆が見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第60条 この定款の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この定款の施行後最初の代議員は、第6条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事—川口惟敏、平尾素一、柄澤清二、山口健次郎、若狭千之、倉田清、金澤良浩、中村猛志、安藤弘典、川瀬充、国田正忠、長岡幸助、三宅芳明、吉田雅光、坂本輝美、谷川力、元木貢

監事－八木時雄

4 この法人の最初の代表理事は川口惟敏とする。

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第52条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。